

FAQ（よくあるご質問と回答） 中小企業海外展開支援事業～普及・実証事業～

別添資料3

項目	No.	Q	A
本事業全般について			
全体	1	現在、他機関の支援による事業を受託しており、関連する内容ではあるが同事業には含まれない部分を本普及・実証事業として提案することは可能か？	それぞれの事業で実施する内容について、区別が明確に説明できるのであれば、可能です。ただし、現在実施中の事業の支援機関に対しても、事前に、支障ないか確認してください。
全体	2	既にA国で小規模な実証事業を実施しているが、継続するためには資金が不足している。資金を賄うために本事業への応募は可能か？	不可能です。本事業は、継続事業への資金援助を行う補助金ではありません。提案された企画書に基づく事業の実施につき当機構より業務委託するものです。
全体	3	企画書に記載した提案技術・事業内容等の秘匿性は担保されるか？	企画書及び関連資料については審査員及び当機構内限りの扱いとなります。
全体	4	過去の実施案件についての情報は得られるか？	各事業の概要と報告書は、当機構のWebページで公開しています。 http://www.jica.go.jp/sme_support/case/index.html
全体	5	提案製品・技術に関する規制等についての事業対象国の法律・規制に関する情報を得るのに苦労している。JICAから情報提供いただくことは可能か？	JICA図書館のHPに様々な国・分野の報告書が公開されているので、そちらを参照願います。提案製品・技術の分野や事業対象国に関連する財団法人等が日本国内にある場合には、それらの団体から情報を得ることも可能と思われます。
全体	6	企画書の外部審査員とはどのような立場の方々なのか？	審査員は、学識者、公的機関等といった多様な機関から構成されています。専門性の異なる審査員全員にとって、わかりやすい内容・用語の企画書の提案が望まれます。
全体	7	本事業の委託契約において、契約主体は誰になるか？	当機構（JICA）と採択企業の間で業務委託契約を締結します。採択企業が共同企業体を結成している場合には、共同企業体を構成する複数の企業と当機構で契約を締結します。
全体	8	普及・実証事業の委託契約期間中に、事業実施国で購入依頼を受けた場合には、委託契約の外で、製品・技術の売買を含めたビジネス展開することは可能か？	委託契約業務とは別に、ビジネスを進めていただくことは可能です。実際に、これまでの事業において、現地で販売契約締結に至った例は複数あります。

資格要件・提案要件			
提案製品・技術	9	提案製品の販売実績が無くても応募は可能か？	可能ですが、審査の過程において、国内もしくは海外での販売実績がある方が、普及・実証事業及び事業実施後のビジネス展開の可能性がより高いとして、提案事業に対する評価がより高くなる場合があります。
提案製品・技術	10	提案事業で扱う製品に他社や大企業の製品・技術等が含まれていてもよいのか？	提案企業のノウハウ等を活用することより大企業や他社の製品・技術等を含む製品の普及・実証を行い、事業実施国政府関係機関のニーズに合致するのであれば、提案可能です。その場合は、普及・実証の中心となる製品・技術（ノウハウを含む）は、提案法人のものとし、他社から調達する機材はあくまでその中心の製品・技術を補完するものであることを企画書にて説明願います。
提案法人	11	採択・契約後に、募集要項に定められている参加要件資格を満たさなくなる場合は、どのように取り扱われるのか？	原則として契約前においては採択の取消し、契約締結後においては契約の解除及び事業費の返納等を求めることとなりますので、これら要件を満たさなくなる見込みがある場合は、本事業への応募はご遠慮願います。
提案法人	12	コンサルタント法人が共同企業としてではなく、外部人材として参画する場合、共同企業体結成届けのような書類が必要か？	不要です。ただし、外部人材となりえるのは自然人のみです。また、契約受注法人と当該コンサルタント会社との間で従事者を特定した形での契約を要します。
参加資格	13	事業収益が低いことが理由で競争参加が認められないことはあるか？	そのような理由で参加が認められないことはありません。必要な書類を提出いただき、その書類に不備がなければ、参加が認められます。
提案法人	14	コンサルタント会社と共同企業体を結成することは可能か？	コンサルタント会社が募集要項（P2-3）に記載される参加資格要件等を満たしているのであれば可能です。ただし、その場合は、コンサルタントは提案法人となりますので、人件費の計上はできません。
参加資格	15	企画書提出時、コンサルタントが決定していることが条件か？またJICAでコンサルタントは紹介してもらえるのか？	コンサルタントと組むことは応募要件ではなく、コンサルタントと組まなくても応募は可能です。また当機構が一般財団法人日本国際協力センター（JICE）に委託して中小企業とコンサルタントとのマッチングを支援しています。 http://www.consul-matching.org/ を参照ください。
参加資格	16	一般社団法人は応募が認められるか？	本事業の参加資格は、募集要項P2 2.参加資格要件等（1）参加資格要件に該当する企業のみとなりますので、一般社団法人は該当いたしません。
重複応募	17	既に基礎調査（案件化調査）を実施中だが、普及・実証事業に応募することは可能か？	可能です。ただし、円滑な実施体制等の確保にご留意ください。

提出書類・企画書等			
提出書類	18	会社設立後2年を経っていないため、財務諸表が2年分提出できないが、1年分の提出で差し支えないか。	過去1年の財務諸表に加えて、監査人等の承認を得ていないものでも結構ですので、現時点での財務諸表を作成の上、提出願います。

企画書	19	地元経済・地域活性化への貢献とはどのようなものか？企業本社所在地の地方が対象となるのか？ また、今回の提案事業の後のビジネス活動も含めた貢献を記載することは可能か？	必ずしも企業の所在地に関係なく、提案事業を実施した際に想定される日本における貢献（提案企業の雇用創出/新規事業開拓、事業提案法人が属する産業集積（クラスター）の活性化、地方自治体との連携強化等につながるか）を記載願います。 例えば、本社とは異なる地方にある都道府県の工場等で提案製品・技術を生産することにより、雇用増大や対象地域の経済振興の活性化につながるといったようなことも記載頂いて結構です。 また、提案事業の後に展開するビジネス活動もその旨明記して含めていただければ結構です。
企画書	20	企画書本文に提案事業で活用予定の製品・技術やその製品・技術の価格を記載する欄があるが、1台（式）当たりの販売価格と本事業での機材費総額（輸送・関税等含む）の書き方を教えてほしい。	製品・技術の販売価格は販売する顧客によって異なる場合もあるかと思えますので、1台（式）当たりの販売価格は幅を持って記載頂いて結構です（（例）約XX万円～約△△万円）。 本事業での機材費総額（輸送・関税等含む）は、製品の単価、輸送費、関税費など費目毎に分けて分かりやすく記載願います。
企画書	21	企画書の中で、「本事業後の将来的なビジネス展開計画」について記載する箇所があるが、ここは直接投資のみを対象としているのか、確認したい。	直接投資に限らず、現地販売代理店をとおした販売、ライセンス供与等を含む貴社が想定する全てのビジネス展開計画を対象としています。

事業実施国・事業実施国政府関係機関関連

事業実施国政府関係機関	22	事業実施国の相手側機関は政府系機関でなく民間企業でもよいのか？	公的機関もしくは公的機関に準ずる機関（例：国営企業、国立病院、国立大学・研究機関、地方自治体等）に限定しております。ただし、国営企業の場合でも、民営化されることが決まっている場合等は、対象外とする場合があります。
事業実施国政府関係機関	23	関係機関は、厚労省、地域保健センター、地方病院等、複数の組織となるが、すべて記入の必要があるのか？1つに絞る必要があるのか？	本事業で調達する資機材については事業終了後に事業実施国政府関係機関に譲与し、維持管理も同政府関係機関に任せることになるので、機材・施設の設置を想定している機関は全て記入してください。 なお、関係機関が複数の場合、事業実施時に取り交わす協議議事録の署名手続きにはより多くの時間を要することにご留意ください。
事業実施国政府関係機関	24	採択後に協議議事録が取り交わせないで採択は取り消しになるのか？	協議議事録の署名を終えていない段階では提案法人と当機構との契約締結は出来ません。長期間にわたり、協議議事録への合意署名の見込みが立たない、あるいは契約交渉が終了しない場合には、採択を取り消す可能性があります。

事業内容（事業分野、事業期間・実施体制・人材配置等）

分野	25	複数分野にまたがる提案をすることは可能か？	複数分野にまたがる提案事業の内容が、対象国の重点課題の解決に寄与するのであれば、提案事業を一分野に絞る必要はありません。各国の重点課題については、外務省のHPで公開しています。
国	26	応募できる国数は、1カ国のみと決まっているのか。	原則として1カ国を選定して提案ください。（事業の関係上、やむを得ず複数国にまたがる場合は、企画書にその理由を記載願います。）
業務従事者	27	採択から契約交渉の期間、あるいは事業実施中に業務従事者を変えることはできるのか？	やむを得ない事情がある場合に、同等以上の経験・ノウハウを持っている方を交代要員としていただくことで、変更可能です。 但し、業務主任者とチーフアドバイザーについては、事業実施に影響を与えない程度の「日数の減少」等は認められますが、交代は原則として認められません。（契約履行後にやむを得ない理由により業務主任者が変更となる場合は契約変更が必要が必要です。）
業務従事者（外部人材）	28	コンサルタントを複数社使う場合、チーフアドバイザーの経歴書は、各社分必要か？	複数社のコンサルタント等外部人材を活用する場合でも、チーフアドバイザー（外部人材の総括業務担当）は1名としてください。従って、経歴書は1名（社）分のみを提出してください。
業務従事者（外部人材）	29	普及・実証の提案製品は、A社の製品となる。この場合、A社社員は外部人材として参画させることは可能か？	提案内容に企業A社の製品が含まれている場合、A社に所属する人材は外部人材としては認められません。 なお、提案企業のノウハウ等を活用してA社の製品を普及・実証することは可能ですが、提案事業の中心となる製品・技術（ノウハウを含む）は、提案法人のものである必要があります。
現地法人	30	応募の時点で現地法人を有している必要があるか？	応募時に現地法人を有している必要はありませんが、国によっては、試験的なビジネス活動に現地民間法人としての登記が必須である場合があるため、事前に確認願います。
本邦受入活動	31	本邦受入活動について、対象国の現地民間企業の人材は対象となるか？	本邦受入活動の対象は、原則、事業実施国政府関係機関の人材です。 民間企業所属の人材については、当機構にてその必要性、受入れる人材・人数の妥当性が確認された上で、事業実施国政府関係機関からの了解を前提に、受入れ可能です。
資機材	32	調達する資機材について、事業実施中の所有権はJICAにあり、事業終了後は事業実施国政府関係機関に譲与するとあるが、機材に付随する特許権や著作権等は提案企業に属するという解釈で間違いはないか？ 契約等によって、転売、権利譲渡、再使用許諾等を制限することは可能か？	特許権や著作権を譲渡する必要はありません。資機材の使用に関する条件については、事業実施国政府関係機関との協議議事録により定めることとします。
資機材	33	調達する資機材について、事業実施中の所有権はJICAにあり、事業終了後は事業実施国政府関係機関に譲与するとあるが、ソフトウェアについても同様の扱いとなるのか？	同様の扱いとなります。 ただし、ソフトウェアに係る知的財産権はJICAに移転しないこととします。

資機材	34	ソフトウェア開発・構築を再委託し、これを主軸にサービスを展開する場合、構築したソフトウェアは資機材と再委託費のかどちらに該当するのか？	原則として資機材に該当します。
資機材	35	普及・実証活動に使用する資機材は、提案法人に貸与するという事になっているが、通関手続きなどの作業はJICAに代行してもらえるのか？	事業実施国政府関係機関に据え付けるまでの一連の手続きすべてを提案法人に行っていただきます。提案法人による据付をもって納入とみなし、検査後に提案法人に貸与することとします。
資機材	36	本事業実施にかかる契約締結後に、調達資機材を自社工場にて製造する予定。完成した際にJICAの監督職員立会による工場検査は行われるのか？	売買契約ではありませんので、原則として当機構の立ち会いによる検査は行いません。事業対象地（事業サイト）での機材・製品の設置・検査については提案法人にて確認いただき当機構へ報告いただきます。ただし、必要に応じて当機構が立ち会う場合もあります。
資機材	37	機材を事業実施国政府関係機関の借地に設置することは可能か？	事業後に機材の継続的利用が可能かどうか判断基準となります。借地契約が短期間の場合は設置場所として不適当と思われるが、長期間の利用許可が確認できている土地であれば可能です。
資機材	38	実証機材の稼働に必要な供給電源をリース等による発電機で対応した場合、事業終了後の電力供給に関する費用の負担はどうか？資機材譲与先の負担とできるのか？	本事業終了後は、事業実施国政府関係機関に機材を譲与することになります。そのため、事業終了後に事業実施国政府関係機関の責任下で運営維持管理できる体制が必要になりますので、その点が確保できる仕組みをご検討ください。
設置場所	39	機材を事業実施国政府関係機関の敷地ではなく、家庭レベルや村落レベルの民間所有地に設置可能か？	本事業で購入する資機材については事業終了後に事業実施国政府関係機関に譲与し、維持管理も事業実施国政府関係機関に任せることから、資機材の設置先は公的機関を想定しています。原則、各家庭に設置することは認められませんが、地方自治体やコミュニティが維持管理の責任を負う形で限定的な台数を設置することは認められる場合があります（ただし、次項記載のとおり、民間企業等の所有地への設置は不可としておりますので、ご注意ください。）。提案製品・技術の普及・実証の為に公的機関ではなくコミュニティ等に提案製品・技術を設置することの必要性や、譲与後の維持管理体制について、企画書に記載願います。
設置場所	40	実証機材について、自社もしくは現地パートナー（民間企業）の名義の敷地内に機材を設置する事は可能か？	原則、不可能です。ただし、事業実施国政府関係機関からの要請があり、譲与後の同機関による継続的な活用および運営維持ができることが担保され、されに機材が容易に移動維持管理ができる場合に限り認められる可能性もありますので、採択後の契約交渉時にご相談ください。
現地再委託	41	現地交通費を除く現地活動費（車両関係費、現地傭人費、現地再委託費（現地据付工事含む））一式を、現地コンサルタントと契約し、現地での支払い一式は、現地コンサルタントが行うこととしてよいか。	原則、現地での支払い一式を現地コンサルタントに委託することはできません。業務委託契約書第4条にあるとおり、本事業の業務の実施を第三者に再委託又は下請負することは禁止されております。ただし、現地の商習慣等にもとづき、現地業務の一部を再委託又は下請けする必要がある場合は、採択後の契約交渉時にご相談ください。

契約・支払関連

契約交渉	42	契約書の内容は、企画書を基に交渉により決定するのか？	契約書の内容はその他様式2. 契約書（附属書I～IV含む）（案）に準じます。契約書の附属書II「特記仕様書」については企画書の内容等を基に契約交渉で記載内容を協議します。なお、見積金額内訳についても事業内容と比較し、妥当性があることを契約交渉で確認します。
支払	43	契約後の事業費の支払いはどのように行われるのか？	前払、部分払、精算払が可能です。支払方法の詳細については、経理処理（積算）ガイドラインをご参照ください。
支払	44	支払を受け取る際の専用口座は新たに開設する必要があるか？共同企業体を結成する際は、共同口座開設が必要か？	原則として専用口座を新たに開設することをお奨めしています。共同企業体の場合、代表となる企業名義の口座で差し支えありません。なお、共同企業体を構成する企業に所属する従事者は、外部人材としての人件費の計上ができない点を留意願います。

見積り	45	実証機材の費用は原価で計上することだが、本体以外の周辺機材やメンテナンス資材は他社製品であるため、原価での見積を取することは困難。この場合はどう計上すべきか？	他社製品の場合は、購入（仕入）価格を原価とみなしますので、提示可能な見積り価格を計上して下さい。ただし、実証機材全体の価格を含めて、機材の維持管理を適切かつ継続的に行えるのかという点は、審査のポイントとなります。
見積り	46	機材製造・購入費は原価による計上と説明があるが、これは「総合原価計算」あるいは「製造原価計算」のことなのか？	原価計算方法を「製造原価計算」とするか「総合原価計算」とするかは提案法人の判断によりますが、いずれの場合にも、契約交渉において、積算根拠の提示とともに妥当性を説明をしていただきます。
見積り	47	中古機材の購入を考えているが、見積もりはどうすればよいか？	原則として中古製品の購入は認められません。ただし新品と比較して値段に相当の開きがある場合など、中古の優位がある場合は、企画書にて説明願います。
見積り	48	関税について正確な金額がわからない場合、見積書にはどう記入すべきか？	先方政府HPや輸送会社等から情報を入手し概算金額を記載してください。また、関税だけでなく、付加価値税等の必要な税金も計上してください。

見積り	49	機器の設置における当社社員の現地への交通費、人件費、日当などを経費として計上可能という認識である。原価明細表のなかに、組み込み計上することによいか？	旅費（航空賃、日当・宿泊料、内国旅費）は、直接経費のうち、他業務従事者同様に「2. 旅費」の項目に計上願います。人件費については、経理処理（積算）ガイドライン記載の【格付と基準月額表】に示す格付け4号の基準月額を上限とします。原価明細表ではなく、機材製造・購入費等のうち、③現地工事費に計上願います。
見積り	50	現地の日系企業や現地コンサルタントを活用する予定である。この場合、①外部人材（直接人件費）、②現地備人費、③現地再委託費のどの経費に計上するのか？	以下を基準に適切と思われる経費で計上してください。 ①外部人材：提案法人の持たない技術・知見を有する人材が本事業に不可欠である際に対象となります。なお、本邦で調達される機材や製品を生産あるいは販売する企業の社員等を外部人材として含めることはできません。 ②現地備人費：通訳、機材操作技術者、事務作業スタッフ等の現地での業務実施を支援する人員が対象となります。 ③現地再委託：外部組織に委託することが必要かつ適当な業務であり、成果品を設定して実施する契約形態に基づく業務。例としては測量、図面作成、水質検査等が想定されます。機材製造・購入に関わる再委託業務は、機材製造・購入費への計上となります。 契約交渉時に、事業内容等を確認の上、どの経費に計上頂くかを最終決定します。
計上可否	51	当社の事業は、技術を提案するものであり機材購入費は発生しないが、技術提供にかかる経費を事業費として計上することが可能か？	提案する技術の実証・普及に必要な協力他社、外部人材や現地での委託契約による作業費を計上することは可能です。
計上可否	52	現地での接待交際費は経費として認められるか？	認められません。なお、国によっては、公務員等を接待すると、法律で罰せられる場合もあり得ますので、注意が必要です。また、日本の不正競争防止法においても、外国公務員等に対する利益の供与は幅広く処罰の対象となる可能性があります。
計上可否	53	自社で保有している機材（精密検査機器等）を本邦から持ち込みかつ持ち帰ることを想定している。機材損料を事業費に計上することは可能か？	機材損料を「機材製造・購入費等」購入費として計上できます。
計上可否	54	事業費として計上できない項目（管理費で対応すべき項目）にはどういったものがあるか。	直接費として計上可としていない経費については、管理費で対応ください。管理費での対応が必要な経費の例： ・事業対象地（事業サイト）におけるセミナー・セミナー開催時の会場費 ・資機材の稼働に必要な電気・水道料金等 ・当機構に提出する報告書等の印刷・製本費
計上可否	55	実証活動に使用する機材を機内持ち込み手荷物として現地に持ち込む場合、手荷物超過料金を「輸送費・保険料・通関手数料」に計上することは可能か？	可能です。
計上可否	56	提案製品自体が消費財である場合、または実証活動に消費財を用いる場合、その経費を機材費に計上できるか？	必要性・妥当性が認められる場合、計上可能です。
計上可否	57	技術の信頼性から、（提案法人の）自社人材や機材メーカーの技術者を、本邦から現地に派遣し、機材の設置作業を行うことは可能か？また、その際人件費を計上できるか。	必要性が認められる場合、（提案法人の）自社人材や機材メーカーの技術者を本邦から現地に派遣することが可能です。渡航に必要な「旅費」に加え、「労務費」の計上も可能です。「旅費」については、業務従事者の旅費と同様の方法で計上してください。「労務費」については、経理処理（積算）ガイドラインのⅡ直接経費、①「機材製造・納入・輸送費」の「現地工事費」に係る解説を確認してください。（提案法人の）自社人材に係る「労務費」は格付け4号の基準月額が上限となります。
見積書	58	企画書提出時に見積根拠を提出する必要はあるか？	企画書提出時には必要ありません。採択後の契約交渉の際に確認します。
本邦受入活動	59	本邦受入活動費は人数によらず75,500円×日数とのことだが、それ以外の費用は提案法人か事業実施国政府関係機関が負担しなければならないのか？	本邦受入活動費は、航空賃（往復の航空賃、原則エコノミークラスに限る）と本邦受入活動業務費（上限 75,500円/日、20日を超える場合は上限は69,800円/日）のみが直接経費として計上可能であり、これ以外の費用は事業実施国政府機関が負担又は、管理費により支弁していただきます。